

請 願 第 2 号	平成29年2月21日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	「共謀罪の新設に反対する意見書」を政府に提出を求める件
紹 介 議 員	植 田 進 議員 三 田 登 議員 伊 原 忠 議員
請 願 要 旨	<p>政府は今国会で、犯罪の計画段階で処罰を可能とする「組織犯罪処罰法改正案」、いわゆる「共謀罪」法案の「早期成立を目指す」としている。これまで3度も国会に提出されてきたが、恣意的な適用が懸念されると批判され、日本弁護士連合会も「近代刑法に反するもの」であり「単に疑わしいとか、悪い考えを抱いているというだけで、人が処罰されるような事態」が懸念されるとして、「共謀罪の新設に断固反対」を表明するなど、全国に反対運動が広がり、廃案となった経緯があります。</p> <p>今度は「テロ等準備罪」などと名称を変えて論議しているが、思想や内心を取り締まる、これまでの「共謀罪」と本質はなんら変わっていません。</p> <p>日本の刑法は、「個人の生命や身体、財産など保護されるべきものを侵害する行為」を処罰することが原則とされてきた。しかし、「共謀罪」は犯罪の行為ではなく、意思を処罰の対象にするもので、日本国憲法が保障する「思想及び良心」を犯罪視した、現代版「治安維持法」とも言えるものです。</p> <p>当初、676の対象犯罪を当面277程度に縮小したとしても、「共謀」を取り締まるために、「犯罪捜査のための通信傍受に関する法律」（通信傍受法）を濫用し、国民の会話や電話、メールなどを日常的に盗聴、監視することが予測されるなど、事件に関係ない人の人権まで侵害する恐れがある。また、警察のおとり捜査、密告や通報が奨励され、冤罪が格段に増加するとの危惧もあります。</p> <p>テロは、現在の法律でも対応可能とされているにもかかわらず、新たに、歴史を逆行させる悪法、「共謀罪」法案を持ち出す政府の暴走・強権は、絶対容認できない。</p> <p>よって、八千代市議会は国に対し、「共謀罪の新設に反対する意見書」を政府に提出することを求めます。</p>